

契約条項（案）

1 契約の名称

令和 5 年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び貸貸借業務

2 契約の内容

別紙仕様書に基づく和歌山県立図書館で使用するコンピュータシステムの導入及び貸貸借・保守業務

3 契約期間

契約締結日から令和 10 年 12 月 31 日まで

うち

導入委託業務の委託期間 契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日まで

貸貸借（保守を含む）業務の期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで

4 契約金額

総額 金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇円）

うち 導入委託業務

金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇円）

うち 貸貸借（保守を含む）業務

月額 金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇円）

5 契約保証金 (A) 金〇〇〇〇〇円

(B) 免除

(注) 場合に応じ、(A) 又は (B) を記載

上記について、和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

この契約の証として、この証書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自それぞれがその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県知事 岸 本 周 平

乙 住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が、令和5年度～令和10年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借・保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、機器及びソフトウェア（以下「機器等」という。）の導入を行い、甲の使用に供し、機器等が常時正常な状態稼働し得るように保守を行い、甲は、それに対して委託料及び機器等の賃貸借・保守に係る費用を支払うことを目的とする。

(機器等の設置場所等)

第2条 契約の機器等及びその設置場所等は、仕様書のとおりとする。

(機器の取扱い)

第3条 乙は、甲に賃貸する機器に自己の所有物である旨等の必要な表示をするものとする。

2 乙は、賃貸借期間中の前項の機器について必要な保険については、乙が付保手続きを行い、その保険料は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の機器について機器の本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって機器を使用し、及び管理するものとする。

4 乙は、この契約が契約期間の満了又は契約の解除により終了したときは、機器の記憶装置に保存されているデータを完全に消去し、撤去を行うものとする。

(再委託等)

第4条 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、本条の規定により、契約に係る業務の一部を再委託した場合においても、この契約の当事者としての責めを免れない。

3 第10条及び第11条の規定は、第1項の規定による再委託先及びその従業員についても準用する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾を得ないでこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、又は担保に供することはできない。

(検査)

第6条 乙は、この契約に係る業務を実施したときは、実施報告書その他所要の文書を作成して甲に提出し、甲は、その業務の成果を検査し、適当と認めたときは、その報告書等の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項に規定する検査は、導入並びに賃貸及び保守に区分して行うものとし、導入に関しては令和 6 年 2 月 29 日までに、賃貸及び保守に関しては令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの間、1 か月毎に行うものとする。
- 3 甲は、第 1 項の検査の結果不相当と認めたときは、乙にやり直し等を命じることができるとし、これに要する費用は乙の負担とする。この場合において、そのやり直し等については、第 1 項の規定を準用する。

(賃貸借料の計算方法等)

- 第 7 条 賃貸借料の計算期間は月の初日から月末までの 1 か月とする。ただし、当該月の日数が 1 月に満たないときは、当該月の賃貸借料は、当該月の日数に応じて歴日数に基づく日割計算をして得た額（当該賃貸借料に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支払うものとする。
- 2 前項に規定する賃貸借料には、この契約に要する費用、保守対応に要する費用を含むものとする。

(賃貸借料の支払)

- 第 8 条 乙は、第 6 条に規定する検査に合格となり、甲が適正と認めた場合には、甲に対し前月分の月額賃貸借料の支払請求書を提出することができるものとする。
- 2 甲は、乙から前項の適法な請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に当該賃貸借料を支払うものとする。
 - 3 甲は、その責めに帰する理由により前項の規定による支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条に基づく遅延利息の額を乙に支払うものとする。ただし、100 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(保守)

- 第 9 条 乙は、この契約に係る業務に主して従事する者（以下「従事者」という。）を定めるとともに、機器等を常に良好な運転状態を保つように従事者を設置場所に派遣し、点検と調整を行わせるものとする。
- 2 機器が故障したときは、乙は従事者を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
 - 3 その他の保守に関することは、仕様書のとおりとする。

(秘密の保護等)

- 第 10 条 乙及び乙の従業員は、この契約に係る業務の実施に伴い甲が提供した情報及び知り得た秘密をこの契約に係る業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはなら

ない。

- 2 前項の規定は、この契約の終了後及びこの契約に係る業務への従事終了後も効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条 乙及び乙の従業員は、この契約に係る業務の遂行のための個人情報の取扱いについては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、この契約の終了後及びこの契約に係る業務への従事終了後も効力を有するものとする。

(履行遅滞等)

第 12 条 乙は、この契約に係る業務を期限までに完了することが困難になったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して延長を求めることができる。

- 2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、この契約における月額の賃貸借料につきその延長日数に応じ、年 5.0 パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく、乙が甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 契約の履行上、乙若しくはその代理人又は従事者に不正の行為があったとき。
- (5) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

(A)

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、再委託契約又は賃貸のための機器等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は機器等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(B)

ア 役員等（役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者という。以下この号について同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、再委託契約又は賃貸のための機器等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は機器等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（注）乙が個人の場合は（A）、法人の場合は（B）を記載

2（A）前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

（B）前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、契約金額の総額の 10 パーセントに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

（注）契約保証金がある場合は（A）、免除の場合は（B）を記載

（損害賠償）

第 14 条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除された場合において、当該解除により

甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、乙に損害が生じても、その賠償を甲に請求できないものとする。
- 3 この契約の履行に関し第三者に損害が生じたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責めを負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について甲と乙が協議して定める。

(契約不適合責任)

- 第15条 第6条の検査完了後、機器等について仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- 2 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。
 - 3 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
 - 4 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 5 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第6条の検査完了後5年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知ったときから12か月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第6条の検査完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りではない。
 - 6 第1項、第3項及び第4項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りではない。

(管轄裁判所)

- 第16条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約不適合の場合の担保責任)

- 第17条 乙は、納入品に不適合があったときは、無償で再納入等必要な措置を講じると

ともに、当該不適合の事項により甲の受けた損害に対し、弁済の責めを負う。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

第 1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、和歌山県知事（以下「甲」という。）の定める和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年和歌山県条例第 66 号。）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第 2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第 5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第 6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第 7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、

正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録さ

れた電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。